国民年金だより

年金のことでご不明な点はお問い合わせください。
役場町民生活課（☎42－2633）
給付金専用ダイヤル（☎0570－05－4092）

10月1日から 年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が、一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

老齢基礎年金を受給している方と、障害者年金・遺族基礎年金を受給している方のうち、下表の要件を全て満たしている方は、年金生活者支援給付金を受給することができます。

種　別	老齢基礎年金を受給している方	障害者年金・遺族基礎年金を受給している方
要　件	・65歳以上である ・世帯全員が町民税非課税となっている ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である	・前年の所得額が約462万円以下である

請求手続き

○平成31年４月１日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内を９月上旬から順次送付しています。同封のハガキ（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入して提出してください。

○平成31年４月２日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場町民生活課で請求手続きをしてください。

年金機構や厚生労働省を装った不審な電話などにご注意ください！

※日本年金機構や厚生労働省から、口座番号を伺うことや手数料などの金銭を求めることはありません。

《広告》

「ゆったり穏やかに、のんびり楽しく、共に笑顔で」をモットーに生活を支え命と尊厳を守ります。

認知症対応型共同生活介護事業所
グループホームゆずりは
グループホームゆずりは
グループホームゆずりはの里
『老後は松前へ』(株)Milieuのグループ会社として4月1日よりスタートしています

有限会社 五十嵐水産　代表取締役 池田 哲幸　〒049-1644 松前郡松前町字静浦409番地4　TEL.0139-44-2065 FAX.0139-44-3033